10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年四月十二日に東京で

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　菅沼健一

日本国駐在
スリランカ民主社会主義共和国特命全権大使
ダンミカ・ガンガーナート・ディサーナーヤカ閣下

付表

（限度額）

1　復興地域における地方インフラ開発計画　百二十九億五千七百万円

2　カル河上水道拡張計画（第一期）　三百十八億千万円

総　額　四百四十七億六千七百万円

（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年四月十二日に東京で

日本国駐在
スリランカ民主社会主義共和国特命全権大使
ダンミカ・ガンガーナート・ディサーナーヤカ

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　菅沼健一閣下

○外務省告示第百六十一号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十九年四月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
国道一号線橋梁（りょう）改修計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文（平成二十五年六月十二日付け）	平成二十九年四月十四日	平成三十年五月三十一日

○財務省告示第百二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年四月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	五トン
三	二二トン
四	三四、○六七トン
五	一、六八五トン
六	二六○トン
七	一一トン
八	七・八トン
九	五二、四九六トン
一○	一○、一一九トン
一一	一二、八六○トン
一二	七○、一三○トン
一三	五、四三七、二九四トン
一四	一、二二三、三四五トン
一四の二	七三五、三五六トン
一五	七○六トン
一六	八、五○八トン
一七	一三一、六六二トン
一八	一七、六九四トン
一九	一、二三六トン
二○	六九八トン
二一	三一、八八二トン
二二	二六八トン
二三	七、二四三トン
二四	七七トン
二五	○トン
二六	五、七六三トン
二七	一八、六○七トン
二八	七トン
二九	四○六トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	五、四三七、二九四トン
一四	三六四、一七六トン